

議第14号

高山市消費生活保護条例の一部を改正する条例について

高山市消費生活保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

消費者安全法の改正に伴い消費生活センターの組織及び運営について定めるため改正しようとする。

高山市消費生活保護条例の一部を改正する条例

高山市消費生活保護条例（昭和49年高山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(苦情の処理あつせん等)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(苦情の処理あつせん等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>(消費生活センター)</u></p> <p><u>第10条 市長は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項に規定する機関として、消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>名称 高山市消費生活センター</u></p> <p><u>位置 高山市花岡町2丁目18番地</u></p> <p><u>(名称及び位置等の公示)</u></p> <p><u>第11条 市長は、センターを設置したときは、遅延なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u>(1) センターの名称及び位置</u></p> <p><u>(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間</u></p> <p><u>(センター長及び職員)</u></p> <p><u>第12条 センターには、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。</u></p> <p><u>(消費生活相談員)</u></p> <p><u>第13条 センターには、法第8条第2項第1</u></p>

号及び第2号の事務を行うため、消費生活相談員を置くものとする。

(消費生活相談等に従事する職員に対する研修)

第14条 センターは、当該センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第15条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第10条・第11条 (略)

(立入調査)

第12条 市長は、第10条の規定による調査のため必要と認めるときは、当該事業者に対し関係資料の提出を求め、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所その他の事業所（以下「事業所等」という。）に立ち入って調査させることについて協力を求めることができる。

2 (略)

第13条 (略)

(勧告及び措置の要請等)

第14条 (略)

第16条・第17条 (略)

(立入調査)

第18条 市長は、第16条の規定による調査のため必要と認めるときは、当該事業者に対し関係資料の提出を求め、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所その他の事業所（以下「事業所等」という。）に立ち入って調査させることについて協力を求めることができる。

2 (略)

第19条 (略)

(勧告及び措置の要請等)

第20条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により、勧告を行う場合においては、市長は、<u>第17条</u>に定める高山市消費生活安定対策協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、<u>第13条</u>の規定による再度の資料の提出又は立入調査の協力にもなお応じない事業者があるときは、当該応じない旨の内容等を明らかにすることができる。</p> <p><u>第16条</u>～<u>第18条</u> (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により、勧告を行う場合においては、市長は、<u>第23条</u>に定める高山市消費生活安定対策協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p><u>第21条</u> 市長は、<u>第19条</u>の規定による再度の資料の提出又は立入調査の協力にもなお応じない事業者があるときは、当該応じない旨の内容等を明らかにすることができる。</p> <p><u>第22条</u>～<u>第24条</u> (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。